

河川・砂防設備占用の未申請事案への対応について

1 要旨・目的

県が管理する河川及び砂防設備における未申請の架空電線類等の占用許可申請について、事案の内容及び今後の対応について説明する。

2 現状・背景

中国電力株式会社ほか2社から、県が管理する河川及び砂防設備について、未申請の架空電線類等があるとの報告を受け、当課から各社に対して、砂防指定地等の区域の確認及び現地調査等の指導を行ってきた。

この度、占用許可申請を要する箇所数が確定し、申請書の提出の準備が整ったため、各社から申請書を提出させる。

3 概要

(1) 対象者

中国電力株式会社、中国電力ネットワーク株式会社及び株式会社エネルギー・コミュニケーションズ

(2) 実施内容

ア 未申請状態を早期に解消するため、各建設事務所に対し、速やかに占用許可申請を提出させる。

イ 今後の許可申請の内容

河川占用		砂防設備占用		合計	
申請件数	箇所数	申請件数	箇所数	申請件数	箇所数
18件	3,795箇所	66件	24,940箇所	84件	28,735箇所

※1 河川占用許可申請は、建設事務所（支所）単位で各社一件に取りまとめ申請させる。

※2 砂防設備占用許可申請は、受付事務を市町に移譲しているため、市町（区役所）単位で各社一件に取りまとめ市町を経由して申請させる。

(3) スケジュール

6月以降、各社から申請書を提出させ、收受審査のうえ、速やかに許可を行う。

(4) 今後の対応

ア 過年度の占用料相当額については、10年間遡及し徴収する。（約5,500,000円）

イ 各社において発生原因を詳細に調査し、原因を踏まえた再発防止策を文書により提出させる。

ウ 提出された再発防止策を踏まえ、県における対応を検討する。